

東洋大学国際学部国際地域学科紀要 編集規程

平成 29 年 4 月 1 日施行

(目的)

第 1 条 東洋大学国際学部国際地域学科紀要『国際地域学研究』(以下「紀要」という)は、国際学部の教育と研究を促進し、教員の研究成果発表の場として、さらに「国際地域学」のディシプリン形成とその発展に寄与することを目的とし、関連の論文、研究ノート、書評、研究展望等を掲載発表する。

(投稿資格)

第 2 条 「紀要」に投稿できる者は、次のとおりとする。

- (1) 国際学部の専任教員
- (2) 国際学部の非常勤講師
- (3) その他「紀要」編集委員会が適当と認めた者

(申込・提出)

第 3 条 発行は年 1 回とするが、編集委員会が適当と認める場合にはこれ以上の発行も可能とする。原稿の提出前に執筆計画を把握するため、別に定める「紀要執筆計画アンケート」を実施し、執筆申込みとする。申込および提出の日程は編集委員会が年度毎に定めるものとし、提出先は編集委員会とする。

(原稿の種類)

第 4 条 この「紀要」に投稿できる原稿の種類は、次のとおりとする。

種類	内容
査読論文	オリジナルな研究成果をまとめたもの（査読付）
論文	オリジナルな研究成果をまとめたもの
研究ノート	研究の中間報告、覚書および新しい研究方法についての報告、翻訳
討論	既発表の上記 1-3 に対する質疑、提言、補足、反論等を簡潔に述べたもの
書評	書籍、文献の批評、紹介
研究展望	それぞれの研究分野の成果をまとめたもの、研究動向を展望したもの
学部活動記録	当該年度の学部活動を報告する内容のもの

(執筆)

第 5 条 原稿の執筆および査読は別に定める執筆要領と査読要領による。

(補筆と修正)

第6条 編集委員会は、必要に応じて、著者に補筆や修正を求めることができる。

(原稿の返却)

第7条 投稿された原稿は原則著者に返却するものとする。

(抜刷り)

第8条 著者には抜刷りを50部配布する。

(配布先)

第9条 「紀要」の配布先は、編集委員会が別に定める。

(原稿料等)

第10条 原稿料の支払い、掲載料の徴収は行わない。査読者に対しては謝礼を行う。

(改正)

第11条 本規程の改正は、教授会の承認を得るものとする。

平成29年10月10日改正